

## 松江市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年12月25日付け松江市監査委員告示第10号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成25年3月7日

松江市監査委員 小松原 操

松江市監査委員 児玉 泰州

松江市監査委員 加藤 富章

### 措置報告書

監査結果	措置状況
<p>1. 松江市土地開発公社 (団体に対するもの／財政課)</p> <p>(1) 決算諸表等について、土地開発公社経理基準要綱に基づいて作成されていないものが見受けられた。今後は、適切な表示とするよう改められたい。また、同経理基準要綱に定めがない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされており、費用及び収益は、総額によって記載することを原則としているものの、職員の共済費について費用である法定福利費と収益である市からの共済費負担金を直接に相殺する経理がなされていた。今後は、適切な経理処理の実施に努められたい。</p> <p>(2) 支出負担行為伺において、専決権者が明確にされていないもの、一部の職員のみの押印で完結しているものなど、内部のチェック体制が図られていないと見られる事例が多数見受けられた。前回の監査においても、チェック体制の強化について指摘したが、事務処理に関しては、より一層のチェック体制の強化、内部統制の構築に努められたい。</p>	<p>1. 松江市土地開発公社</p> <p>(1) 経理処理については、土地開発公社経理基準、企業会計の基準に基づき、基準に合致しない箇所についての見直しを図り、適切な経理処理の実施に努めるよう指導しました。</p> <p>(2) 事務処理の体制については、松江市土地開発公社定款ほか、土地開発公社の内部規定に基づき、適切な処理を行うよう指導しました。</p>

<p>(3) 上記(1)及び(2)に関して、公社の財産の状況又は業務の執行が、関係法令、定款又は各種規則等を遵守して行われるよう、内部監査の強化に努められたい。</p> <p>(4) 市が公社を通して公共用地を先行取得する事業はなくなり、現在は過去に先行取得した土地の維持管理と公社が造成した住宅分譲地の売却処分が主な事業となっている。公社が長期間保有している公有用地、代行用地については、市による買い戻しが年次的に実施されているほか、有償による短期貸し付けなど、一部は有効に利用されている状況にある。また、公社が住宅分譲地としている秋鹿団地造成地及び宍道町造成地についても、売却処分が進められている状況にある。今後も、市と密接な連携を図りながら長期保有土地の売却処分に努められるとともに、公社のあり方を含めた経営の健全化に向け、市と一体となった取り組みが進められることを望むものである。</p> <p>(所管課に対するもの／財政課)</p> <p>(1) 指導所管課は、適切な業務運営の指導にあたるため、当該団体に対し四半期ごとの経営状況を求められたい。</p>	<p>(3) 内部監査体制の強化については、平成24年度に経理に精通した嘱託職員を1名配置するなど、体制強化を図ってまいりましたが、今後とも二重チェック体制をとるなど、万全を期して事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>(4) 今後の土地開発公社の経営健全化に向けては、継続して市と公社が一体となりながら経営の健全化に努めてまいります。また、長期保有している公有土地、代行用地については、今後とも市により年次的な買い取りを進めてまいります。</p>
<p>2. 財団法人松江市教育文化振興事業団 (団体に対するもの／生涯学習課)</p> <p>(1) 預金や基本財産及び特定資産など当財団が保有する資産のほとんどが、特定の金融機関に集中されている現状がある。ペイオフ等のリスク回避のため預金の分散について検討され、適正な資金管理が行われるよう努められたい。</p> <p>(2) 当財団は公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、平成25年度より公益財団法人へ移行する予定である。新法人の実施する事業が法令等に則り適正かつ効率的、効果的に運営される</p>	<p>2. 財団法人松江市教育文化振興事業団</p> <p>(1) 今後、事業運営に関する危機管理等の対策を含め、資金管理についてもペイオフ等のリスク回避のための預金の分散について検討を行い、適正な資金管理に努めるよう指導しました。</p> <p>(2) 新法人への移行については、公益法人制度改革の趣旨に基づき、法令遵守はもとより、理事、評議員、監事等組織内部の統制及び自己監査の強化に努め、適正かつ効率的、効果的に事業運</p>

<p>よう、内部統制及び自己監査の強化に努められたい。</p> <p>(所管課に対するもの／生涯学習課)</p> <p>(1) 中央図書館の運営にあたっては、市民がより利用しやすい施設の活用方法の研究を行い、その実施について検討されたい。</p> <p>(所管課に対するもの／スポーツ課)</p> <p>(2) 各種イベントの開催などスポーツ振興事業の実施にあたっては、関連部局である健康福祉部や観光振興部などと一層連携し、市民の健康福祉の増進を目的として効果的に展開されるよう努められたい。</p> <p>(所管課に対するもの／生涯学習課、スポーツ課)</p> <p>(3) 指導所管課は、適切な業務運営の指導にあたるため、当該団体に対し四半期ごとの経営状況を求められたい。</p>	<p>営を行うよう指導しました。</p> <p>(1) 他の公立図書館の状況など調査を行い、また市民の意見や要望を取り入れながら、利用しやすい施設の活用方法を研究し、実施に向け取り組んでまいります。</p> <p>(2) 各種スポーツ振興事業の実施にあたっては、関連部局との連携を強化し、イベント等を効果的に開催できるよう努めてまいります。</p> <p>(3) 指定管理業務及び委託業務等については月次報告により業務の進捗状況を把握していますが、今後も、適切な事業運営の指導にあたるため、定期的に経営状況の把握と分析を行い、施設の利用増進や福祉の向上につながるような具体的な対策を講じ、更なる経営の健全化の指導に努めてまいります。</p>
<p>3．株式会社きまち湯治村</p> <p>(団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 「健康の里大森の湯」については、利用者数のカウントだけでなく、地元、市内、市外別に分類した利用者数等の実態調査を定期的に行うなど、基礎的数値を把握・分析したうえで、利用者の増に向けた戦略の構築や営業展開に取り組まれたい。</p> <p>(2) 「宍道B &amp; G海洋センター」及び「健康の里大森の湯」については、前回の監査において、利用者の安全確保について述べたところであり、既に危機管理マニュアルが整備され、従業員への教育や心肺蘇生法の実技講習などが行</p>	<p>3．株式会社きまち湯治村</p> <p>(1) 利用者数等についての実態調査を定期的に実施し、基礎数値の把握と現状分析を十分に行ったうえで具体的な戦略をもって、利用者増に向けた営業展開に取り組むよう指導しました。</p> <p>(2) 今後も施設ごとの危機管理を徹底するため、引き続き教育・訓練等を実施し、安全管理に努めるよう指導しました。</p>

<p>われている状況である。今後も、このような教育・訓練の充実を図られ、安全管理の徹底に一層努められたい。</p> <p>(3) 当該団体においては、各月末に多額の現金を保有している状況にあり、各部署での現金の取り扱いについては、一人の担当者が処理している部署もあるので、部署内で複数の者によるチェックや違う部署でのチェックを行うなど、内部牽制組織の構築に努められたい。また、事務処理や業務の執行状況について内部監査の強化に努められたい。</p> <p>(所管課に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 指導所管課は、適切な業務運営の指導にあたるため、当該団体に対し四半期ごとの経営状況を求められたい。</p>	<p>(3) 部署ごとの現金管理について万全を期するため、必ず複数人による確認を行い、チェック機能が働く内部牽制組織の構築に努めるよう指導しました。</p> <p>(1) 平成 20 年度以降現在までは、各年度 7 月下旬、10 月下旬、1 月下旬に開催される取締役会において四半期ごとの経営状況を議題とし、翌年度 5 月下旬から 6 月上旬に開催される取締役会においては当年度決算を議題としています。事務レベルにおいて経営状況を隨時把握することは、当団体の業務運営の指導にあたるうえでは必要であると認識しています。24 年 12 月下旬には、当団体の指定管理を所管する関係課と団体との経営連絡会を開催したところです。今後は、各四半期の翌月中には当課へ財務諸表（連結及び部門別）を提出するよう当団体に求めることいたします。</p>
<p>4. 株式会社松江ガスサービス (団体に対するもの／ガス局経営総務課)</p> <p>(1) 決算書類の作成等を含めた経理業務にあたっては所管課及び団体内部でのチェックを徹底し正確を期するとともに、税理士等による指導を定期的に受けるなど内部監査の強化に努められたい。</p> <p>(所管課に対するもの／ガス局経営総務課)</p> <p>(1) 当該団体の代表取締役にはガス局長が就任しているため、会社経営の透明性、公正性が常</p>	<p>4. 株式会社松江ガスサービス</p> <p>(1) 経理業務について平成 24 年 12 月から税理士の指導を受けることとしており、今後も内部監査を強化するよう指導してまいります。</p> <p>(1) 委託料については、一定の基準に基づいて決定しています。</p>

に保たれるよう、一定の規律を持って業務運営にあたられたい。

(2) 市ガス局では民営化にむけた各取り組みを実施しているところであるが、当該団体の民間手法を最大限活用し、都市ガス普及率の向上を図り経営基盤の強化に努められたい。

(3) 指導所管課は、適切な業務運営の指導にあたるため、当該団体に対し四半期ごとの経営状況を求められたい。

株式会社松江ガスサービスの事業については、必要に応じて、ガス局と株式会社松江ガスサービスとで担当者を定めて協議を行っており、今後も透明性、公平性に留意して、組織と組織で行動することをさらに徹底します。

(2) 民営化を進めるにあたっては、当該団体のみに限らず、関係する民間企業の手法を最大限取り入れて、経営基盤の強化につながるよう努めてまいります。

(3) 四半期ごとの経営状況を求めることとし、財務状況の把握を行い適正な指導に努めます。